

韓国大邱市寿城区派遣業務

募集要項

令和 8 年 8 月 6 日

泉佐野市市長公室政策推進課

1 目的

泉佐野市は「泉佐野市国際都市宣言」の理念に基づき、海外都市等と友好交流を実施しています。平成6年(1994年)、全国初の完全24時間運用が可能な国際拠点空港として関西国際空港が開港し、市民にとって世界はより身近になりました。本市ではグローバル化や多文化共生に対応したまちづくりなど、国際化の推進に努めています。こうした背景のもと、国際都市として海外の複数の都市との交流を図ってまいりました。

本業務は、韓国大邱市寿城区と泉佐野市の令和5年7月25日に調印した友好提携都市に基づき、泉の森ハーモニー合唱団と韓国大邱市寿城区の関係団体の交流を実施するものであり、当該団体及び随員職員を訪問団として派遣します。

韓国大邱市寿城区現地での関係機関・施設への訪問を円滑に行うことを目的に、渡航の手配等を業務委託するものです。

※なお、現時点では韓国大邱市寿城区側との交流内容の調整中であり、委託契約締結までの間に、市との協議を経て、事業内容などに変更が生じる可能性があります。

2 委託業務の名称

韓国大邱市寿城区派遣業務

3 選考方式

公募によるプロポーザル方式

4 契約期間

契約の日から令和9年3月31日まで

5 市が委託する委託金額等について

受託事業者は、委託業務に必要な経費を、市からの業務委託料による収入により運営を行います。見積書については、仕様書に基づき作成してください。人件費、諸経費等の積算の内訳が判明できるように、できるだけ詳細に記載してください。

業務委託料は、限度額を7,874,460円(消費税及び地方消費税を含む。)とし、提案についてはこれを上限とします。

6 応募者の備えるべき参加資格要件等

(1) 応募者の構成

応募者は、法人の単独企業(以下「応募企業」という。)又は複数の企業で構成されるグループ(以下「企業グループ」という。)とし、企業グループで応募する場合は、企業グループの構成企業の中から、代表して応募手続きを行う代表企業を定めるものとする。

(2) 応募者の参加資格

以下の条件を全て満たすこと(本業務のうち一部を再委託した場合、再委託先事業者も含む。)。

① 公募開始の日から契約締結日までの間に、泉佐野市入札参加資格停止要綱に基づく資格停止を受けていないこと。

② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しな

いこと。

- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく民事再生手続きの申し立てがなされていないこと。
- ④ 本事業を円滑に遂行できる人的能力及び財務能力を有しており、直近1年間に国税及び地方税を完納していること。
- ⑤ 泉佐野市暴力団排除条例施行規則(平成 24 年規則第 17 号)第 2 条の規定に該当していないこと。
- ⑥ 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。

(3)失格要件

提案書を提出してから最優先候補者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格又は審査の対象から除外する。

- ① 本募集要項を遵守しない場合
- ② 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- ③ 応募事業者が複数の提案を行った場合
- ④ 応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑤ 応募書類の記載に虚偽又は不正があった場合
- ⑥ 見積金額が委託料の上限額を超える場合
- ⑦ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑧ 著しく信義に反する行為があった場合

7 応募手続等

(1) 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

(2) 選定のスケジュール

No.	内容	日程
1	資料配布期間	令和8年8月6日(木)から 令和8年8月31日(月)まで
2	質疑の受付期間	令和8年8月7日(金)から 令和8年8月19日(水)午後5時(必着)まで
3	質疑に対する回答	令和8年8月21日(金)
4	応募期間	令和8年8月24日(月)から 令和8年8月31日(月)午後5時(必着)まで
5	審査(書類審査)	令和8年9月上旬予定
6	審査結果通知 (最優先契約候補者決定)	令和8年9月上旬予定
7	契約内容の協議 (仕様書等の決定)	令和8年9月中旬予定
8	契約の締結	令和8年9月中旬予定

(3) 応募手続

① 募集要項の公表

募集要項は、令和8年8月6日(木)から泉佐野市のホームページにおいて公表する。PDFでのダウンロードにより配布。

② 応募期間 令和8年8月24日(月)から令和8年8月31日(月)午後5時(必着)まで (市役所開庁日の午前9時から午前12時及び午後1時から午後5時)

③ 提出場所 泉佐野市役所 2階市長公室政策推進課

④ 提出方法 応募者は、「② 応募期間」に記載する期限内に「⑦ 提出書類」を、直接「③ 提出場所」まで持参するものとする。

⑤ 質疑の受付

ア 受付期間

令和8年8月7日(金)から令和8年8月19日(水)午後5時(必着)まで

イ 提出方法

本案件に関する質問は、「様式第5号(質問票)」に記載し、電子メールに添付して「10 本案件に係る問い合わせ先」の電子メールアドレスへ送付すること。

なお、電子メール送信後に電話にてメールの到着確認を行うこと。

※ 審査内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けません。

⑥ 質疑に対する回答

質疑に対する回答については、質疑のあった事業者名は非公表とした上で提出された質疑事項への回答を全て取りまとめて、令和8年8月21日(金)に泉佐野市ホームページに掲載するものとします。

また、質疑に対する回答は、要項及び別紙仕様書の一部とし、必要に応じて、回答の内容も踏まえ提案書等を作成してください。

⑦ 提出書類等

ア 提出部数

提出書類 No.1～No.8 については1部(正本のみ)

※ ただし、令和8年度泉佐野市入札参加資格登録業者については、提出書類 No.5～No.7 に関する書類は提出不要とします。

提出書類 No.9～No.18 については5部(※1部正本とし、残り4部は複写で可とする。)

また、No.10 については、データでも送付願います。

イ 提出書類

提出書類の作成にあたっての注意事項

[共通事項]

- ・ 特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。
- ・ 文字サイズは原則11ポイント以上。文字等の色指定はありません。

No.	書類等の名称	記述内容等	様式
1	参加申込書	—	1
2	参加資格確認書	—	2

3	共同企業体構成企業連絡 先一覧	—	3
4	共同企業体結成届出書	—	4
5	登記簿謄本(各構成企業)	受付前3ヶ月以内に発行されたもの	—
6	貸借対照表	各構成企業の直近3か年分	—
7	損益計算書	各構成企業の直近3か年分	—
8	納税証明書の写し	各構成企業の直近年分に係る法人税、消費 税、法人市府民税、法人事業税	—
9	提案書提出書	必要事項を漏れなく記入し、代表者名義 で記名押印してください。	6
10	提案書	仕様書の2(5)「ア」～「ケ」について、業 務実施の考え方・取組の概要・想定される 効果を記載してください。不測の事態(キ ャンセルやトラブル発生時)にかかる規則 等についても明記し、キャンセル規定等を 添付してください。 なお、記載のない項目について対応が必 要になった際は、委託者と受託者が協議 の上、書面にて決定することとします。	様式 任意
11	同種(類似)業務受託実績 書	本件と類似した契約を履行した実績があ る場合は、指定様式に契約の概要を記載 してください。実績は、本市を含む自治体 からの業務受託実績を対象とします。一 般企業からの受託業務は含みません。 ただし、令和元年4月1日～令和8年3 月31日の間に完了した契約に限ります。 ページ数は1ページ以内。	7
12	契約書の写し	類似契約実績書に記載した契約につい て、契約書の写しを添付してください。件 名、契約金額、契約当事者名が表記され ている部分だけで構いません。	契約案 件ごと に 1部
13	総括責任者の実績(1)		8

14	総括責任者の実績(2)	・契約締結後に業務責任者になる予定の者が、本件と類似した契約に携わった経験がある場合は、指定様式に業務(契約)の概要を記載してください。 予定業務責任者が過去に所属していた企業における実績も含めます。ただし、令和元年4月1日～令和8年3月31日の間に完了した契約に限ります。	9
15	主任担当者の実績		10
16	業務執行体制	・各構成員の役割分担等が明示されているもの。ただし、1 ページ以内で記載すること。 ・体制図において、他の事業者等に再委託(下請けを含む)をする場合はその旨を明記すること。	様式 任意
17	その他事業実施に必要な要件が証明できる書面	企画提案により実施する事業で、法令等により官公庁の免許、許可又は認可を必要とする場合は、その許可証等の写し等	様式 任意
18	見積書	見積金額には消費税を含みます。ただし、契約上限額を超える金額は記載できません。 また、別紙としてできるだけ詳細な積算内訳書を添付してください。(積算内訳についてはページ数の制限はありません。)	11 < 積算 内訳は 様式任 意 >

〔提出物の綴り方〕

- ・ 左綴じ各頁に通し番号を記載すること。
- ・ 提出書類 No.1～No.8 までを 1 組、No.9～No.18 までを 1 組としてそれぞれ左上をステープラで留めてください。

(4) 事業者の選定方法

① 事業者選定審査委員会

泉佐野市は、優先交渉権者の選定において、泉佐野市の庁内関係課で組織した職員で構成される事業者選定審査委員会を設置する。

② 審査(書類審査)

審査にあたっては、上記審査委員会において提出された応募書類の審査を行う。応募事業者からのプレゼンテーションは行いません。ただし、必要に応じて応募書類に関して、事業者選定審査委員会から電話等による問い合わせを行う場合があります。

③ 審査結果通知(最優先候補者決定)

業者選定委員会において、提案書等提出されたすべての書類を審査、評価、採点を行い、最高得点を得た者を最優先契約候補者に特定します。

応募事業者の選定の評価項目は次項のとおり。

④ 評価項目

評価項目	評価の視点	配点
(1)業務理解・目的の整合性	・業務実施の目的に沿う内容か。 ・目的を達成するために明確な実施方針があるか。	15%
(2)実施体制・安全管理体制	・現地でのトラブル、事故、病気に対する具体的な対応策があるか。 ・行程内容は効率的であり、訪問団にとって無理がなく、安全に配慮されているか。	20%
(3)専門性	・提案内容は、専門的な見地からなされたものとなっているか。 ・本業務の実施に有用な実績を十分に有しているか。	10%
(4)企画力	・仕様書をふまえ、本業務の趣旨を理解し、イメージしやすく適切に提案されているか。 ・本市の市政を的確に捉え、提案者の強みを活かした独自の工夫があるか。	30%
(5)経済性・適正価格	・提案内容に対する経費が妥当であり、不必要な経費増を抑えて、費用対効果が十分に見込まれるものとなっているか。 ・見積価格が内容に対して適切か(高すぎず、安すぎて粗悪でないか)。	25%
合計		100%

最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定します。さらに見積金額が同価である場合は、くじ引きとします。

なお、提案者が1者であった場合でもその者について選定するものとし、基準点以上(配点の60%とします。)あれば本委託業務の随意契約候補者とします。

ただし、提案者が1者の際、評価項目の「価格」の点数を除き基準点以上(配点の60%とします。)とならなければ随意契約候補者とはなりません。

(5) 選定結果の通知及び公表

泉佐野市は、優先交渉権者選定後、応募者に対して文書を通知するとともに、審査の結果及び評価を泉佐野市ホームページで公表する。

8 契約の締結等

泉佐野市は、次のとおり業務委託契約の締結手続きを行う。

- (1) 選定された優先交渉権者と、協議を行った上で随意契約により本業務委託の契約を締結する。
- (2) 選定された優先交渉権者との協議が整わない場合には、次順位交渉権者と同様の契約手続きを行う。
- (3) 契約保証金については、泉佐野市契約規則第 32 条の規定に従う。

9 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、全てプロポーザル参加者の負担とします。
- (2) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、泉佐野市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (3) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、泉佐野市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、泉佐野市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがあります。
- (4) 提出された書類は一切返却いたしません。
- (5) 不測事態の状況により、本事業が中止となる可能性があることにご留意ください。本事業の契約後、事業の中止を含む変更が生じた場合は、本事業の契約者と協議のうえ、対応を取り決めます。

10 本案件に係る問い合わせ先

泉佐野市市長公室政策推進課

所在地：〒598－8550 泉佐野市市場東一丁目1番1号

電 話：072－463－1212(内線2223)

F A X：072－464－9314

E-mail：seisaku@city.izumisano.lg.jp